

## 平成17年度第3回行政改革懇話会議事録

日時：平成18年1月10日 10:10～12:10

場所：県庁6階第2特別会議室

議題： 「沖縄県行政改革プラン（仮称）」（素案）について  
（行政改革懇話会専門委員会報告書）

出席者：沖縄県行政改革懇話会委員 11名、同専門委員 1名、計 12名

大城 常夫 会長  
名嘉 隆一 委員（会長代理）  
前津 榮健 委員（専門委員会委員長）  
当山 恵子 委員  
安里 カツ子 委員  
系数 久美子 委員  
淵辺 美紀 委員（専門委員会副委員長）  
玉城 勉 委員  
當山 護 委員  
阪井 暖子 委員（専門委員兼務）  
大城 節子 委員  
又吉 章元 委員（専門委員）

沖縄県 12名  
嘉数 昇明 副知事  
上原 昭 総務部長  
伊波 謙 総務統括監  
岩井 健一 行政改革推進課長  
添盛 貞雄 行政改革推進課副参事（司会）  
宮城 一彦 行政改革推進課副参事  
當間 秀史 人事課行政管理監  
松堂 勇 県立病院管理課長  
嘉手納 良啓 企業局経営計画課長  
稲嶺 ミユキ 行政改革推進課主幹  
大城 玲子 行政改革推進課主幹  
安里 尚司 財政課主幹

議事録：

司会

開会挨拶、委員の出席人数の報告、配付資料の確認

嘉数副知事

あらためてまず、新年のご挨拶申し上げます。

あけましておめでとうございます。

旧年中は、大変お世話になりました心から御礼申し上げます。

本日は委員の先生方には、お忙しい中、第3回の沖縄県行政改革懇話会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本県では昨年4月から平成18年度を起点とする「沖縄県行財政改革プラン（仮称）」の策定に取り組んでおります。その素案について、外部有識者のご意見を伺いたく、前回、昨年10月の懇話会で、ご検討をお願いしたところであります。

懇話会には専門委員会が設置され、前津委員長を中心に5名の委員の方々と、8回にわたる委員会が開催されております。

また、専門委員の皆様には、県が開催した地域意見交換会にもご出席を下さるなど、多大なご尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、本県を取り巻く状況は、少子高齢化の進行など急速に変化をしております。一方で、昨年11月に公表し、本日委員の皆様にもお配りいたしました、県財政の中期見通しでは、向こう4年間で749億円という大幅な収支不足が見込まれ、大変厳しいものとなっております。

これらの状況を踏まえ、県民への公共サービスを、今後どのように確保していくかが喫緊の課題であります。

限られた予算や人員などで、いかに県民視点に立った成果や効率を重視した行政を実現していくか、そのためには、あらゆる行政分野において県の役割を改めて問い直し、行政改革を更にスピードアップさせたいと考えております。

委員の皆様方には、県の行政改革を推進するための新プランの素案において、活発にご討議下さり、貴重なご意見を賜りますようお願いを申し上げてご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

司会

それでは、大城会長に会議の進行をお願いいたします。

大城会長

新年おめでとうございます。

年末から年始にかけても、ずっと行財政改革にまつわる色々なニュースが飛び込んで来ておりますが、大変、状況が厳しくなっております。我々の役割も一段と責任が重くなった感じがします。

それでは、本日の議題は、沖縄県行財政改革プランについてであります。

同プランにつきましても、昨年10月の第2回懇話会において専門委員会を設置し、集中的な検討を依頼しているところです。

その検討結果につきまして、専門委員会の前津委員長から報告を受け、その後、事務局から説明を受けていきたいと思っております。

この専門委員会については、先ほど副知事からご説明ありましたように、

8回にわたる非常に精力的な検討をしていただきましたので、その結果について前津委員長、よろしくお願いします。

前津委員

昨年10月14日に、この懇話会から、私達専門委員会の方に沖縄県行財政改革プランについての素案が示され、その検討を依頼されました。当初、3回ほどの予定だったのですが、8回、検討委員会が開かれました。

報告書について簡単に説明していきたいと思います。

「はじめに」の真ん中あたりをご覧ください。三つの視点、「県民参加と協同」、「民間経営手法の活用」、「自己決定、自己責任」、それを踏まえた上で、「 公社等外郭団体の見直しについて」、「 民間委託等の推進について」、「 組織の見直しについて」、この3点について集中的な議論をいたしました。

まず1点目の「公社等外郭団体の見直しについて」です。これは前回も外郭団体の一部について検討がなされましたので、今回、私達が特に議論をしたのは、今後の方針が調整未了となっている4つの団体についてです。

まず、財団法人沖縄県保健医療福祉事業団については、健康増進センターは民営化されましたが、財団そのものは解散されている訳ではなく、現在、新たな健康作り支援事業の創出を検討しているとの、そういう報告がありました。民間や市町村においても、同様なサービスは提供できるので、「残った腎バンク事業について、他の団体の方に移管の上、当該財団は廃止することが相当である。」という結果になりました。

私達は、当初、この腎バンク事業が、腎バンクに関わるとても具体的な事業をやっているのではと、予想していたのですが、その内容は普及啓発活動が中心だということが分かって、そのために、わざわざ事業団を継続することはどうだろうかということで、こういった結論になりました。

2番目の財団法人沖縄県水産公社についてですが、卸売市場の再開について、関係者間の協議が進展していないという現状があるということが分かりました。

また、再開されても業績の回復が見込めないということで、17年度中に事務局長と専務理事の兼務化を行った上で、「平成18年度末までに、卸売市場再開に向けた関係者間での合意が得られなければ、給油、給氷等の経済事業を整理の上、平成19年度をもって当該財団は解散することが望ましい。」との結論になりました。

3番目の財団法人沖縄県建設技術センターについて、ここは前回も議論になった財団ですが、民間と競合している部分があるということで、「民間にできることは民間に委ねて、当該財団でしか行い得ない事業に特化すべきである。」ということです。また、県が行った土木建築部技術系職員や民間建設コンサルタント技術系職員へのアンケート調査等も踏まえると、「県からの受託事業の多くが民間に委ねられた方がより効果的、効率的であると判断される。」という結果等が出ているということで、ここについては、

「民間と競合する事業の廃止、縮小を行い、併せて組織体制を見直す必要がある。」という結論になりました。

それから、沖縄県土地開発公社についてですが、公社の存在意義自体は認められますが、その全体の事務事業量が、減少しているという現状がある訳です。従いまして、「組織の整理・縮小、合理化を行うべきである。ただし、当該公社の有する専門的ノウハウの継承や、人材確保については、県を含め配慮する必要がある。」ということであります。

それから、土地の造成事業は、将来的に県の方に負担になるのではないかと、そういう懸念が示されております。そういった点から、「事業の見直しを行い、早期処分を進めるべきである。」ということであります。

それから、平成18年度まで支給することになっている全職員を対象とした業務手当について、これは合理的に妥当性を欠くために「平成17年度をもって廃止すべきである。」という結論になりました。

それから、県との役割分担、これは土木事務所等との業務等についてですが、これについても明確になっていないということで、その点も明確にすべきだということであります。

それから、民間委託等の推進についてですが、「民間でできることは民間で」という考えで、現在、積極的に指定管理者制度の導入がなされております。今回、私達が特に議論したのは、沖縄県立博物館新館・美術館です。おもろまちに現在建設中ですが、そこの管理のあり方について、集中的な議論をいたしました。かなりの費用を投入して、二つの大きな建物がおもろまちにできるので、県民の注目も非常に高いということもありまして、そこに絞って議論をいたしました。

教育庁からは、管理部門については指定管理者、学芸部門については直営としたいとの説明がありましたが、その理由があまりに不十分だという印象を受けました。議論を進めた結果、「指定管理者が管理する場合のメリット、デメリットを十分精査し、積極的に同制度が導入できないかということを検討してもらいたい。」ということであります。

教育庁からは、専門性とか継続性という点を強く主張した説明がありましたが、学芸員の全員を県職員として確保する必要があるのかという疑問点が示されました。むしろ、指定管理者に移行することによって、直営としている部分においても、「任期付き採用など外部の優秀な人材を活用するための検討が必要ではないか」という指摘がなされました。

それから、博物館・美術館にそれぞれ館長をおいて、その上に総館長という構想があった訳ですが、これについては、専門委員会で強い批判がありました。「その必要性が感じられない」と、むしろ「両館を一人の館長が総合プロデュースする方法についても検討すべきではないか」という強い意見が出されました。できるだけ効率的な組織を編成して、「県職員の配置を最小限度にとどめるよう検討してもらいたい。」という結論であります。

それから、公の施設の管理のあり方の見直し全般についてですが、これ

についても、指定管理者への移行を進める必要性がありますが、ただし、その場合に「官民を同じ基準で比較して選択することが望まれるほか、公共サービスの質をチェックする体制の確立を検討してもらいたい。」ということでもあります。

それから指定管理者に移行することによって、情報公開とか個人情報の保護などが遅れをとってはならないと、その点での整備が必要ではないかということでもあります。

それから、「福祉施設の民間譲渡に際しては、県の福祉行政との整合性を慎重に検討する必要がある。」という意見がありました。また、「一度に福祉施設を民間に譲渡するにあたっては、これらの施設に関わる状況等を十分に精査するとともに、他府県の事例なども参考として慎重に検討すべきである。」ということでもあります。

それから、入所者、利用者の声を聞くシステムの整備、充実、そういったことの必要性も指摘されています。

それから、3番目の「組織の見直しについて」ですが、これは各地で住民との意見交換会が開かれ、私達、専門委員も各地に参加いたしました。

特に議論したのは、宮古支庁と八重山支庁の組織のあり方についてです。

そこから出てきた意見としましては、「地方分権を推進する観点から、基礎自治体である市町村への権限委譲を積極的に進めていくべきだ。」との指摘です。そうすることによって、県の役割を見直し、執行体制を効率化する必要性があるということでもあります。

それから、「宮古、八重山地域においては、支庁が総合調整機能を担う反面、市町村との二重行政になっていないのか」という懸念も示されました。住民、市町村、県を交えた検討など、基礎自治体である市町村への権限委譲を、積極的に推し進める取り組みが必要であるということでもあります。それから宮古支庁と八重山支庁のあり方について、合併の済んだ宮古地域と八重山地域ではちょっと違いがあるのではないかという声もあって、同じ土俵で検討するのではなくて、分けて考える必要性もあるのではないかと意見もありました。

それから4番目の「行財政改革を進めるために」についてですが、本県は離島を含んだ自治体であり、また、広大な米軍基地を抱えている現状がある訳です。そういったことから、1点目として「国、県、市町村の役割分担、それについても県がリーダーシップを取って検討する必要性があるのではないか」ということでもあります。

2点目としまして、公務員の民間との交流の必要性と、「県の政策形成、実行能力の強化を図る面からも、給与制度、人事管理面を含めた改革に取り組むべきである。」ということでもあります。

それから、「県の将来像を見据え、財政面を盛り込んだ目標を明確にして戦略を持った行財政改革を推進してもらいたい。」「事務事業だけではなく、政策まで広げて、強弱のある行政運営の検討も必要ではないか」とい

うことです。

また、「その際にはより効率的な事業を実施ができるよう、単年度主義から脱却等、会計面での見直しを含む抜本的な取り組みが必要ではないか」という意見も出ました。

それから、県の行財政を進めるに当たっては、当然、市町村に対する影響も出てくる訳です。従いまして、「市町村の方でも、積極的に行財政改革を進めてもらう必要がある。」ということです。その一つとして、市町村合併なども、有効な手法の一つではないかということです。ただ、その場合、離島を多く抱えているといった地理的条件等にも配慮する必要があるのではないかとということです。

最後に、改革のために、今後、県民ニーズを如何に把握するかという事と、活力のある地域社会作りをどのようにして進めるかということですが、その中で、とりわけ、「改革の選択と集中の視点で、限られた行財政資源を効果的かつ効率的に活用して、行政サービスの向上に努める必要がある。」ということです。

それから「次期プラン策定後は、県民の理解を得ながら、実施までの経過を含めて、注意深く評価、確認し、さらに修正していくことも重要ではないか」とのことです。

当委員会は、平成18年度を起点とする「沖縄県行財政改革プラン（仮称）」によって、県が「県民本位の成果・効率重視のスマートな行政」を実現すべく、行財政改革をさらに推進することを望むということで閉じております。

私達、専門委員会では、毎回、活発な意見が出たのですが、時間的な制約もあって、例えば組織とか財政面など、議論ができなかったという部分がありました。その辺りについて、皆様方から意見を出していただきたいと思っております。

専門委員の先生方には、毎回、5時以降集まり遅くまで議論していただいたお陰で、今日、こういう形で報告ができました。どうもありがとうございました。

以上で、報告を終えたいと思っております。

司会

それでは、前津委員長から、大城会長へ、ただ今報告されました報告書の手渡しをしていただきますようお願いいたします。

《前津委員長から、大城会長へ意見書を手交》

大城会長

前津委員長、どうもご報告ありがとうございました。

専門委員会での検討に基づく報告がありました。専門委員会では、既に述べられましたように、当初3回の予定を大幅に上回って、8回に及ぶ検討がなされております。また、委員の皆様には離島を含む地域意見交換会

にも出席されております。本当にご苦労様でした。

それでは続きまして、事務局からこれまでの策定状況につきまして、地域意見交換会やパブリックコメントの実施状況、委員からの意見等に関するご報告を受けたいと思います。

それでは事務局の方、よろしくお願い致します。

事務局

(岩井課長)

はい。事務局からは、まず地域意見交換会の実施状況について、ご報告いたしたいと思います。

お手元の参考資料の21ページをご覧になっていただきたいと思います。

ここにもお示ししてありますように、地域意見交換会は、昨年11月11日の北部地区での実施を皮切りに、24日の南部地区まで、オブザーバーとして専門委員会委員の先生方にもご出席いただきまして、各ブロックごとに、都合5回、200名の方々の参加を得て実施いたしました。参加者のうち81名の方には、アンケート調査にもご協力をいただいております。

それから、地域意見交換会に参加いただいた方々の主な職業につきましては、アンケート調査を見る限りにおいて、総じて市町村職員とか、あるいは議員等の公務従事者、あるいは建設業の方々が多かったように見受けられました。

意見交換会での主な意見等ですが、15ページをご覧になっていただきたいと思います。

ある程度、意見等を類型ごとにまとめさせていただきました。その一部について申し上げますと、まず、定員・給与ですが、「職員定数と給与の削減は、年次的に示すべきではないか」という意見がございました。

財政に関しましては、「県担補助金の見直し等は、市町村財政を圧迫することにならないか」とか、あるいは、県の補助金として地域団体育成のための補助がありますけれども、「このような補助金も見直されるのか」という質問等がございました。

それから市町村に関しましては、「市町村合併について、県はどのように考え、どのような指導を考えているのか」、「市町村への権限委譲について、県の考えを聞きたい」という意見がございました。

公社等外郭団体につきましては、見直し対象は30団体でございますけれども、「それ以外の団体についてはどうなっているか」という質問がございました。

それから医療、福祉につきましては、「社会福祉施設の民間譲渡について詳しく聞きたい」とか、あるいは「県立病院事業の改革とはどういうものか」、「北部病院の産科休止に危機感を持っている、早急に医師の確保をお願いしたい。」あるいは「産気づいた女性を搬送する場合など、救急車に女性隊員を同乗をお願いしたい。」それから「宮古郡民は宮古病院の機能拡充、移転新築を要望しているがどう考えているか」という質問や要望等が

ございました。

指定管理者制度につきましては、次のページですが、「指定管理者制度と民間譲渡の区別を説明されたい。」「指定管理者の契約期間を3年と説明していたが、3年という期間では民間にとって、収支の見通しを立てられないのではないか」という意見等がございました。

それから出先機関・支庁に関しましては、「地方分権の中で、地域振興監の配置をお願いしているが、このことを説明願いたい。」「出先機関の見直しによる、新石垣空港建設に遅れが出ないか」、過去に宮古支庁観光振興課が振興総務課に統合されましたけれども、「今後の見直しの中で、観光部門が縮小されないか」という意見等がございました。

それから、意見交換会そのものにつきましては、「開催は初めてですか」とか、あるいは「5地区だけでなく、もっときめ細かく実施して、各自治会長や、各団体も参加した意見交換会を持ってもらいたい。」という意見がございました。

その他、「県の仕事はPR不足であり、一般県民としては、市町村が最も近く、県の取り組みが見えない。」というご意見や、「県議会の削減に触れていないのは何故か」と、「県議会は改革に関わるのか」という質問、あるいは現大綱の人材育成、無給休職による留学等の検討などでございますが、これにつきましては、遅れている理由は何かという意見等がございました。

それから、意見交換会におけるアンケート調査の結果につきましては、17ページから21ページまでの間に、類型ごとにまとめてさせていただきます。その概要を示しております。意見交換会との内容が重なる面も多々ございますので、説明は割愛させていただきます。

それから次に、行財政改革プラン素案に対するパブリックコメント、県民からの意見公募の実施状況についてでございます。お手元の資料の22ページをご覧くださいと思います。

実施期間につきましては、昨年12月7日水曜日から明日、11日水曜日までということで、公表資料はホームページへ掲載するとともに、県内4カ所の行政情報センターで、閲覧することができるようになりました。県民からの意見公募につきましては、県の広報番組や広報誌、それから地域意見交換会での告知や新聞記事への掲載などにより、周知を図ったところでございます。

応募状況でございますが、昨年末、12月31日現在で、電子メールなどによりまして、社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団の民営化についてのご意見、1件がございます。その内容につきましては、県立福祉施設の民営化に当たりまして、「有償譲渡であると職員の処遇低下が起り、入所者への介護の低下が懸念されるから、無償譲渡はできないのか？」という主旨でございます。

それから次に、昨年10月下旬に、当懇話会の當山委員からご意見等がございましたので、そのうちプランの素案に直接関連すると思われるもの

について、ご説明いたしたいと思います。

お手元の資料の7ページをご覧になっていただきたいと思います。

なお、委員からのご意見等に対する説明につきましては、それぞれの項目に係る担当部、あるいは課の方で作成いたしております。

まず1の総合的事項の(1)でございますが、委員のご意見としましては、「行財政改革に関して、年金、医療、福祉などの社会保障も聖域なき、ということで議論していくのか?」という主旨であろうかと思っております。

「行革に聖域はない」ということにつきましては、県の行っている事業の全ての分野におきまして、「これまでの方法で、今後も行っていく必要があるのか」、「民間でもサービス水準維持しつつできる分野はないのか」、また「民間の進展により、県が実施しなくても支障はないのではないか」という観点から見直して欲しいということでございます。

次に、9ページの各論的部分の(1)「財団法人医療福祉センターについて」ですが、「「廃止ありき」の文言は、法人理事会軽視ではないか」と、また、「民間移行後の、浦添看護学校を除く建物利用はどうなるのか」という主旨のご意見であろうかと思っております。

これにつきましては、法人としての存廃は、法人の理事会等における確認決議等によって決定されます。ただ、公社等外郭団体によりましては、県が出資、財政的支援、人的支援を行うことで、その法人の設立や事業運営に深く関与している状況がございます。

財団法人医療福祉センターにつきましては、その設立、運営に、県が深く関与してきたところですが、その主たる事業である県立浦添看護学校の管理運営につきましては、同学校が本年4月からの県直営となることなどから、財団存続が困難であるという認識で、公社等外郭団体のあり方についての検討状況における、同財団の見直しの方向性として、廃止する案を提示させていただいたということでございます。

それから、これまで同センターが県からの委託を受けて管理し、医療関係者の研修等に利用してきました大講堂、中講堂、小会議室につきましては、浦添看護学校の平成20年度末までの民間移管の手続きの中で、検討を行うこととなりますが、当面、これまでの利用実績を踏まえまして、学校運営に支障のない範囲で、医療従事者等の関係団体の利用も認めることとしております。

次に10ページにまいりまして、(3)の保健医療福祉事業団と医療福祉センターの合併、あるいは保健医療福祉事業団の浦添看護学校運営の可能性についてでございます。

両財団につきましては、その設立の趣旨、目的等が異なっておりまして、財団法人医療福祉センターにつきましては、県としては廃止するという考えを示させていただいたところでございます。

また、保健医療福祉事業団につきましては、同事業団において、今後の事業のあり方などを検討しているところでございます。

それから、「(4)の浦添看護学校が民間委譲されると、民間が看護師養成を行い、雇うのは県立病院や琉大病院などの公的病院ということになるけれども、矛盾は生じないのか」というご意見でございますが、本県の看護師養成につきましては、琉大、看護大等の公立以外に、那覇市医師会、北部地区医師会などで行われておりまして、これまで民間におきましては、学校運営のノウハウを培いながら多くの看護師等を養成し、卒業生は、公立または民間の医療機関で幅広く活躍しているところでございます。

次に「(5)の公務員の削減は県議会にも及ぶのか」、「例えば、県議の削減をも視野に入れるのか」ということでございますが、これにつきましては、近年の厳しい社会経済情勢の下、行財政改革が強く求められていることなどから、議員定数につきましても、議会の主体的な判断により、検討されるものという説明でございます。

11ページにまいりまして、「(8)の看護大学を法人化すると、現実問題として、助産師養成コースなどは遠のくのではないか」という意見でございますが、独立行政法人化によりまして、事業の質の向上や活性化、効率性の向上、自立的な運営などのほか、地域のニーズに応じた弾力的な対応も可能でありますし、助産師の養成についても、大学での充実強化を図り、対応することは十分可能であると考えているところでございます。

それから12ページの(11)でございますが、意見等の主旨は、「北部病院の産婦人科休止は、専門医自体が育っていないため、象徴的なものであり、全県的な問題であると、行財政改革に取り組む中で、離島医療問題を含めてどのように考えるか」ということであろうかと思えます。

このことにつきましては、本県の医師確保に関しては、産婦人科医師などが全国的に減少している影響などから、北部地域を含め離島等における専門医の確保が厳しい状況であり、離島僻地における総合診療医の確保に関しても、同様な状況でございます。

県では、これまで医師確保対策として、琉球大学など県内の大学との医師確保にかかる調整をはじめ、県立中部病院の臨床研修事業の中で、これら地域における専門医や、総合診療医の養成、確保を図っております。引き続き、島嶼県沖縄における適切な医師確保に向けて、県としては検討を進めていくという考えでございます。

次に、14ページの「3.その他」でございます。まず「(1)の知事直轄の行革担当補佐官を置く」ということでございますが、当該補佐官につきましては、知事の直近下位の職であることから、部長級の職となりますが、行革によりまして、上位職制の削減を進めていること、それから、職務権能は財政、組織、定数及び人事を所掌する総務部長と重複するものと考えられまして、職務権限の分配は困難であるというところでございます。

それから(2)の「各部局に一般企業より募集する行革担当者を置く」という意見でございますが、現在、県では各部局に統括監を委員長としまして、各課長を構成員とする行政改革推進委員会を設置しております。今

後とも、積極的に同委員会を活用した取り組みを実施していきたいと考えております。

次に(3)の「毎年、行革の進捗状況を公表する」との意見でございますが、本県の行革の取り組み状況につきましては、年に2回開催している行政改革推進本部において報告がなされまして、その後、行政改革懇話会や県庁ホームページなどで、公表を行っているところでございます。

以上でございます。

大城会長

ありがとうございました。

これより専門委員会からの報告書を基に、懇話会としての意見を取りまとめたいと思いますので、意見交換を行います。

ただ今、11時7分前ですので、11時40分位を目途にさせていただきますと思います。

なお、本懇話会は採決を取る機関ではありませんので、懇話会として意見を集約し取りまとめたいと思いますが、意見の一致を見ない場合がある場合は、その旨、意見を附して知事へ提言したいと思います。

会長から知事へのこの提言の際には、お手元にお配りしました案を、鑑文として付ける予定です。

それでは、これからご意見を賜りたいと思います。

先ほど、當山委員から、全般的かつ詳細にわたる質問がありまして、それに対して、事務局が非常に丁寧に回答しております。それも含みまして、専門委員会の報告に対するご意見を伺いたいと思います。よろしく願いします。

當山委員

私の質問に対するお答は、大変ありがとうございました。ただ、全て納得している訳ではありませんので、時間があれば、また、その時にご質問させていただきたいと思います。

その前に、専門委員会が、8回も開催され、各地区に出掛けたと、お仕事の合間に、大変だったろうということでもあります。前津委員長のご苦勞に、感謝を申し上げたい。

総論的なこともあります。各論的なことで、保健医療福祉事業団について、ご質問させていただきたいと思います。時間の制約もありますので、早口になりますが、メモを録っていると思いますので、よろしく願いします。

まず、専門委員の議論の中には、幾つかの誤解があるのではないかと、いうことを指摘しておきたいと思います。

私自身は、この事業団に赤字が生じていた4年前から、積極的に関わってきております。大城さんも玉城委員も、そこに関わっているという部分がありますので、補足していただければと思います。

元来、保健医療福祉事業団と健康増進センターは、別物と考えておりま

す。健康増進センターは昭和56年頃に、国の推進する健康増進施設を整備するという目的のために、事業団の一部として、発足しております。バブルの時代で、「果実の部分で運営したらどうか」と言われてましたので、そういう運営のされ方だったんだろうと思っております。

バブルがはじけまして、果実の低下で運営はできないし、民間へ呼びかけ、あるいは民間がやっているという部分もありますので、当然、健康増進センターの切り離しということは、考えられるところであります。

入札を行いまして、ご存知のとおり、民間に貸与するという形を取らせていただいております。

そのため事業団は、平成17年度(昨年度)決算で4千万円の黒字になる予定になっております。

平成17年度は退職者などの一時的な支払いがあるので、黒字はそれだけになるということですが、4月からの平成18年度の予算では、おそらく1億円程度の黒字になるだろうと予測させていただいております。

これまでは、確かに年間2億円の赤字を出していた時期もあります。ただ、資産の3%を外国債として運用させていただき、赤字幅を大きく減らして、8千万円ということでしたが、現在、そのことが回復しているということをご理解いただきたいと思います。

それから、事業団の原資ですが、これは県の資金ではありません。琉球政府時代の患者さんの原資であります。もう、このことの説明はあったかと思いますが、その他にも、県から一度も補助とか援助を受けておりません。ですから、今年度から、理事長も県知事を外して民間人を起用するという形をとっていくと決めさせていただきました。

もう少し詳しく述べさせていただきますと、患者さんの中には、労働者もいるという部分がありましたので、原資の一部を労働福祉会館を建てさせていただきました。結局、その部分は破産させてしまって、東町会館というふうに残っておるのはご存知のとおりですが、残りの原資はその轍を踏まないように、しっかり、広く県民の健康を作るという目的のために利用させていただきたいと思っております。これは平成16年度のこの事業団の理事会でも議決されております。

今回、行財政改革の中に外郭団体などの一部とあります、その「など」という言葉がありますので、私は、その「など」の中で発言させていただいた所がありますが、純粋な意味の、県の外郭団体ではありません。原資の80億円余もあると思いますが、その意味で、このお金は県のものではないと思っております。

当然、指導監督する立場の県の立場としては、大変大切なものでありまして、それは当然のことだと思っておりますが、それでは、事業団を廃止した時に、これは類似団体へどうやってその原資を持っていったらいいか、あるいは、県に返すのか。返すという言葉もおかしいし、類似団体へあげるといふ形もおかしいので、そのことの責任を、誰が負うのかという部分が出て

くるのではないかと考えております。

それで、事業団の将来構想委員会を、昨年末、閉じさせていただきました。その結論は、おそらく事務局に上がっていると思いますが、このことは、沖縄県医師会もその結論を了解し、了承させていただきました。その骨子は予防医療、かかりつけ医、薬局等、地域医療の推進をするということと、先ほどお話しになりました腎臓バンクの推進にあると結論させていただいております。腎臓バンクについては、後でご説明させていただきます。

その中で、別枠ですが、医療従事者の養成も、入れさせていただきました。この件も説明しておきたいと考えております。前回、この委員会で、私が、「法人の統廃合はあるか？」と質問させていただいて、今、事務局からご説明もありました。答えは、「あり得る」という答えであります。が、「性質が違う」という答えも、同時になされております。

事業団が、浦添看護学校を運営していただきたいというのが、私の強く思っている要望であります。

福祉保健部から、おそらく今月中旬、公式に発表されるだろうと思えます第6次看護婦需給計画では、5年間ですが、毎年650人から700人の看護師さんが不足するであろうと出ております。これは、1年前でしたか700人不足ということで、県議会でも問題になった部分であります。

その中で、100人の助産師不足があります。少子化ということが、先ほどの前段に述べられておりますが、この少子化の中で、産婦人科が足りない、お産婆さんも足りない。どこで女性がお産をしていくのかということが、出てくるのかと考えております。

温泉などは民間貸与ができるものでありますので、しっかりそういうことはやっけていただいて、看護師さん養成、あるいは事業、医療従事者を養成するということが、先ほど申しました患者さんの資金を、有効に利用するものではないかと考えております。

腎臓バンクについてお話しさせていただきます。腎不全患者さんは、人工透析をしている方が3千人おります。その3千人の中で、若い方々は腎移植しか方法はありません。現在、そのことが非常に悩ましい状況になっております。

つまり、腎移植しか生きる道はないという状況であります。臓器移植法が成り立ってから、このことが非常にややこしくなっているのですが、これまで個別に移植ネットワークがなされておりました。例えば、アイバンクはライオンズさんがやっております。これは民間のボランティアが主体でやられておりますが、臓器移植法ができてから、一つにまとめられ、平成14年から、日本臓器移植ネットワークというのができ、東日本、中日本、西日本と、3つに整備されております。つまり、九州ブロックセンターとか沖縄ブロックセンターが廃止されてしまいました。沖縄県は離島県でありますから、この近隣間の応援が、全く無理だということになります。

移植医療というのは、提供者が必要であります。ただ提供者は、大変また突然に不幸な状態になっておりますから、どうやってお話しするかということは、緻密な努力しかありませんし、移植コーディネーターにお願いするしかありません。

その移植コーディネーターの役割は大変大切で、沖縄にも優秀な方が来ていらっしゃいます。ただ、こういう方々が活躍するところが全くございません。そうしますと、尊い臓器提供者や、臓器移植で助かると考えられる患者さんや現場の努力が、この医療センター、腎バンクがなくなると、全く何処でやっていいか分からない状況であります。

今、「同じような組織があるのではないか」というお話しがございましたが、全くありません。もし、この事業を潰しますと、今度は、県がこのことをやらなきゃいけないから、県が予算を作らなければいけないということになりますので、逆に行財政改革に反すると思います。

この、腎バンクに対しては、事業団の黒字予算の中の1%でございますから、そのぐらい増やしても、これは問題にならないのではないかと考えております。

私事ですが、私の友人の医者は、腎透析をして「限界だ」ということで、結局、中国で2千万円かけて腎移植を受けて、元気になっております。「自分が生きた分、患者さんのためにやる」と頑張っておりますが、このようなことがないように願いたいと思います。

大城会長

はい。ありがとうございました。

かなり重大と言うのか、問題提起として、報告にある文言では、十分ではないということだと思います。先ほどの報告で、例えば腎バンク事業については、実質的にはスタートしてないということですか？

當山委員

いやスタートしております。ただ、ボランティアみたいに、予算がないものですから、あちこち走り回っているという状況が続いております。

腎バンクと言いますか臓器移植は、これから日本でも沖縄でも推進していくべきはずだと思っておりますが、世の中には色々な絡みがあります。宗教的なこともありますので、その辺のことは非常に厳しいところがありますが、でもそれは、一つ一つ積み重ねていかなきゃいけない問題ですので、そのことを摘み取ってしまうということが、大変残念なことだと思います。

大城会長

事務局の方、何かございますか。

この報告書に、大体の方向は示されていると思うんですけど。

事務局  
(岩井課長)

まず、保健医療福祉事業団の基本財産でございますが、これは私共、専門委員会でもご説明いたしましたが、復帰前の医療保険制度の、制度上の仕組みで生じたということで、私共としては、県民全体の財産であるとい

う認識でございます。何も、県の財源という考え方では、説明してございません。

それで、今お話しがあった腎臓バンク事業につきましても、私共としては、これを廃止とかそういうことではなくて、もっと効果的で具体的なコーディネートに結びつく事業の仕組みや、やり方はないのかということから、問題提起ということで、このような書き方になったと思っております。

當山先生ご指摘の臓器移植、我々も是非とも強化したい、していかなければいけないということの認識は持っております。しかし、今までのような形で保健医療福祉事業団が取り組むことだけが、方法ではないと。もっとコーディネート等に結びつけて、具体的に成果を出していくような、取り組みの方法を検討していただきたいという趣旨で、委員会、専門委員会においても、議論していただいたと理解しております。

大城会長

先ほど、80億円を超えると當山委員から説明があった基本財産については、事業団についての記述の一番最後で、保健医療福祉分野において、有効に活用検討されたいとある訳です。これは、県に求めていることですよ？

當山委員

いえ、本来は、これは独立した機関ですから、県に求めるというよりは、そこから、何かサジェスションをもらうことはいいかもしれませんが、それに関して「こうすべきだ」ということは、どうかと思っております。

ここには、「当該財団は廃止する」ということが書かれておりますので、廃止されてしまうと困るなど。

大城会長

その前に、「早急に他団体に移管の上、当財団廃止することが相当である」という文言がある訳ですよ。

當山委員

ですから、そういう似たような団体はありません。

前津委員

ですから、そこを、他の団体でもできないかということ、検討していただきたいということです。

當山委員

繰り返しますけども、県が補助してくれればできますよ。

前津委員

この事業団のやっている、その腎臓バンク事業というのは、臓器移植そのものをやっているということではない訳です。

そこでやっているのは、普及啓発の事業です。例えば、この事業については、平成17年度に376万円しか使っていない訳です。それが、主たる事業だというような形で団体が存続するというのも、ちょっとおかしいのではないかという議論があって、これは他の団体でもできないかという

ことを検討していただきたいとの考え方で、このような表現になっております。

玉城委員

健康増進センターの見直し検討委員会に参加をしていた立場から、49年9月20日の、この設置条例をするための庁議の資料があるのですが。私達は、そこで触れられているような目的を達したとは、全く思っていないです。保健に関しては、一定の目的は達したかもしれませんが、医療、福祉というのは、当時、県議会や庁議でも明らかにしている。カッコ書きにされているように、福祉というのは、特に労働者の福祉、勤労者の福祉ということが、何度も繰り返されていて、議会の中でもそのことが確認されている所です。それからすると、健康増進センターが終わったから、もう達成されたということにはならない。

もう一つ、県民全体の財産と言いますが、この原資を生み出したというのは、医療保険料を払った勤労者、労働者で、健康保険に入っている人達の財産です。そして、当時の経営者の負担です。従って、そこにあるように、当時の庁議では、条例を提案するにあたってこういうことを述べてます。要するに「設立にあたっては上記の経過を踏まえて一般会計、特別会計等、本来地方公共団体が行うべき一般行政の財源を行うための安易な基金活用を避ける」ということで、この88億円の基金を、行政なりそういう所に持っていくべきではないということも明らかにしています。更に県の補助金もこれまで入れられてない訳です。県も基金造成の最初の1千万円だけ法人取得のために出していますが、全く出していないと言ってもいいと思います。

過去においては、県の天下り先的な使い方で、相当な常勤役員を送り込んでいる。

先程の議論で言いますと、私たちは勤労者福祉については、九州各県でも、全く遅れてますから、全国的にももちろんです。従って自殺の問題もあるし、そういった産業カウンセラーも含めて、本来やるべきことを全くやっていない。

そして、全国ではかなり普及している中小企業勤労者サービスセンター、簡単に言いますと、厚生労働省が半額のお金を出して、中小企業の人達が、大企業並みの福利厚生を受けられるという、こういったものが沖縄には、今、沖縄市、北谷町だけがその事業を行っている。本来なら全体に広げるべきなのに、それを全くやっていない。

そして、腎バンクに対しても、「金額が少ない」というお話をされていますが、本来やるべきことをやらないで。確かに健康増進センターの赤字にどんどん投入されていて、できなかったという事情もありますから、その過去の事業の中身が不十分だったから、我々も増進センターを廃止をして、本来の医療や、勤労者福祉に使って欲しいということで、これまでの経過がある訳です。

そういう意味では、まだ、目的を達していないし、この大切な財源は、他の行政需要とかそういった所に持っていくべきではなくて、本来の設立趣旨に基づいて、使われるべきだと思ってます。

前津委員

今、まさに委員が仰ったように、この事業団は、その健康増進センター事業に集中してやってきたという部分がある訳です。ですから、「本来やるべきことをやらなかった」という所に問題があるのであって、今、ここに至って、「いや、本来の事業目的があるのです」ということでは、納得できません。

所管課からの資料を見ると、検討委員会を立ち上げて検討するから、準備中だとあります。先ほど、當山委員からもありましたけれども、これから、また新しい事業目的を探し、新しいことをやりますということになっている。果たしてこういうことが、県民の視点から考えた場合、納得がいくかということなんです。

當山委員

それは違う。それは全く違います。

今まで、私が4年間関わった時に、赤字だから、できるだけ黒字にしなきゃいかんから、今、黒字になっている訳です。だから、これから事業ができるということで、既に12月にはそれを出してある訳です。それをお読みになっていただいて、もう一回検討していただきたいということです。

今まで、赤字だからということで、廃止するというのなら分かります、しかし、この赤字をなんとかしてくれて、みんな呼び出されて、この4年間やってきた努力がどこに行ってしまうんですかということです。我々に言わせれば、やっと黒字になったんです。

だって、黒字でも廃止するなら、その意味付けは、全然分らないです。

大城会長

これは、黒字に転換して、民間へ委託した結果のお話しですか？

當山委員

それもありますし、先ほど申しました、外国債を3%の範囲内で購入させていただいて、

大城会長

運用して。

當山委員

もちろん、その運用に関しては、大変重要な、あるいは注意深い運用が、必要だと思います。

民間と言ったって、今、民間に貸してるのは月400万円ですから、民間でさえ危ないことは危ないんです。そのことは十分理解しておりますが、15年貸与させていますから、その中で、今、本来の目的をやっていく、つまり、県民の健康ということで、看護学校とか、予防医療とか、勤労者の部分とかいうのを議論させていただいて、結論はもうついたんです。結

論ついたので読んでいただきたいということです。

大城節子委員

今、當山委員と、それから玉城委員が仰ってましたけれども、私も、あの事業団の運営委員会に関わっております、まだ、任期も残っている訳なんです。専門的なお話しが今、お二人の方からございました。やはり、県民の健康管理を維持していくためには、どうしてもこの事業団の事業は、是非、残していただきたいと、いつも意見を言っていたのです。ですから、今、仰ったようなことに賛成して、あと15年まで残っておりますので、15年でちゃんと赤字ではなくて黒字に転換するまでには、何とか努力をしてもらわないといけないということを言っております。ですから、今、仰ったようなご意見に、是非、賛成していただきたいと思っております。

當山委員

もう少し付け加えさせていただきたい。この報告書の内容では、どうなのかというのは全く不透明です。ご努力は分かります、分かるから。

前津委員

ここの事業団を検討するのは、これで2度目なんです。以前議論した時に、もうその目的は達成したということで、結論を出した訳です。それで、増進センターの民営化という形になった訳です。

當山委員

この委員会で結論出したんですか？

前津委員

いいえ、以前の懇話会で、その事業団についても議論したんです。

當山委員

議論はしたけれども、結論は出てないでしょ。

前津委員

いえ、その結果として、そこは民営化されたじゃないですか。

當山委員

いえ、それはその前ですよね。前回は、議論の段階では、この事業団を廃止するという結論は出てないと思いますが。

前津委員

いえ、前回のではなくて、私が言っているのは、あれは何年度の報告でしたか、以前にも専門委員会があったのです。その時に結論が出て、今日に至っている訳です。ですから、私達は、その現状を前提としての議論をしている訳です。

當山委員

分かりました。その前提を、是非、崩していただいて、もう一回やり直していただく。

前津委員

ですから、こういうことになっている訳です。あの時に、目的を達成したから廃止して欲しいと。

當山委員

いえ、分かります。だから、そのことを否定するつもりはありませんが、もう少し具体的な良い方法を、ここで提案していただきたいということです。分かりますよ、ご努力も、だけど、私が今説明しましたから。では、今、黒字だということが説明されてますか。

先生方のご努力は、分かる。その一つの条件の中でご議論なされたから、それはそれでいいと思いますよ。しかし、条件が違っているでしょっていうことです。

前津委員

私たちが議論した時には、この行政改革推進課の意見、所管課の回答、見直し案、所管課作成の資料に基づき、それから、これまでの財政状況や組織図、そういったことに基づいて、議論を進めてきた訳です。

當山委員

いえ、ですから、そのことは分かりますが、その基づいているものが違うのではないですか。私は、ここに関わっていたから、具体的に申上げることができるので、事務局の説明が、時間の経過と共にずれているということがあったのではないかということです。

だから、前の方をいくら見ても仕方がないことだと思ってます。それは、ご努力を非難している訳ではないです。今、ここで出さなければいけないのは、何が最善かということを出していただきたいということです。

大城会長

この案では、要するに、一連の議論を重ねて、その結果、その健康増進施設としての先導的なこの役割を終えたものと考え、こういった表現をしている。民間にも同じ種類のサービスを提供する施設ができていくということで、この結論になっていると思うのです。腎バンクについても、「早急に他団体に移管の上、当該財団を廃止することが相当である」という表現になっている訳です。それで、この健康増進施設については、県が、あるいは、保健医療福祉事業団として展開して欲しいという案ですか？

當山委員

健康というのは、いくらやっても限りがないものです。県民の健康というのを担う部分は、健康2010にしたって、市町村だってやりきっていないではないですか。そうすると、民間に頼るしかない訳です。これは、半官半民みたいなところがありますから。そういうものの役割が、これまで培ってきた部分でできるのではないかと申上げておきます。

それが他の施設でできるのなら、それはもう、それで構わないです。トレーニングしたり、自転車こいだりすることは、そんなものをしろって言うものではないです。

前津委員

いえ、私は、別に健康とか、福祉とかそういった事業を否定している訳では全くありません。

設立当初の目的は果たしたということです。今の3名の委員の方のお話を聞くと、この目的に、新たな目的が出てきたというお話しですか？

當山委員

いえ、まず財源論からいくと、財源は立ち直りました。今、看護婦さん不足という部分もあるし、健康の意識が違ってきています、ならば時代に合わせて、新しいやり方やったらどうですかということなのです。

しかしそれは、県に返したって仕方がないお金じゃないですか。県ができない部分をやりますってことです。NPO だってみんなそうです。そういうものの担い手ができるんです、大変大切な財産です、この財産の認識を、是非お願いしたいということです。

前津委員

検討委員会から、答申はなされている訳ですか？  
具体的に、現在、もう動き出しているのですか？

當山委員

答申出したばかりです。12月の下旬に。

前津委員

私達も並行して議論してきた訳ですが、そういったことについて、きちんとした内容も分からない訳です。

當山委員

分からないし、だから、見て下さいと言っているんです。時間があれば。

前津委員

しかし、私達の役目はもう終わっておりますので、専門委員会としては、こういう結論しか出し得ないと思います。

當山委員

大変ありがたいと思っています。それを否定とか、大変ご努力したと思っております。ただ、今、我々は専門委員会の上の部会ですから、こういう意見を言わせていただいている訳です。言う場がなければ言えませんので。

名嘉委員

会長にお伺いしたいのですけれども、今の問題は、この懇話会の基本的なあり方と絡んできます。つまり、懇話会で専門委員会に付託して、作業していただいた訳です。それを、今の段階で、ひっくり返すということになると、どういうことが起こるかと言うと、この懇話会の存在理由が問われることになると、私は思うのです。それが一点。

それからもう一つは、最後の方に、保健医療福祉分野における有効な活用を検討して欲しいという訳ですから、その部分について、これは県に対する、いわゆる呼びかけだと思うのです。その場合に、今、3名の方々から言われた部分を、十分活かしていくような、そういう手法が、きちっと目に見えてこない、このことはクリアできないだろうと思う訳です。

ですから、そういう部分について、早急に、やはり見える形を取ってい

くと、その場合に、今、担ってこられたその部分も、十分、やはり射程に入れて、事柄を運んでいく必要があるのではないかなと思います。

さっきのは、非常に基本的なものが絡んでくるので、会長が、どういう認識を持っていらっしゃるかということをお伺いしたいということです。

県には、この事柄を進める場合に、今までの役割を、お金も含めて、十分生きた形で、具体的になるようなことが求められているのではないかなと、認識しています。以上です。

大城会長

問題の一つは、専門委員会に付託をして、その検討を依頼したということでしょうか。専門委員会は入手できる色々な資料を基に、検討したと思います。ただ、先ほどの當山委員の話しによりますと、並行してその存続について、別の検討がなされていて、その結論が12月ですか、末ですか？

當山委員

12月です。

大城会長

多分、前津委員長をはじめ、専門委員会の方々はそれを見てないと思います。

前津委員

見ていないです。

大城会長

従って、これは事業団についての、統廃合を含めての議論ですので、当事者の考え方が、十分、専門委員会にも、この懇話会にも伝わっていないということになります。

そういう意味でも、この懇話会というのは、我々が議決をして答申するということではなくて、知事に我々の議論の結果を伝える。もし、異議がある場合は附帯意見を付けて答申するということにはなっている訳です。その前に、できるだけやっぱり、意思統一を図った方が、私はいいいんではないかなと思います。

従って、この(1)について、「先導的な役割は終えた」とか、あるいは「早急に他団体に移管の上当該財団を廃止することが相当である」とか、あるいは「保健医療福祉分野における有効な活用について検討されたい」と、要するに、柔軟性もある程度与えている訳ですね。

それで、結論が出されたと仰いましたけど、これは我々の方にまだ明らかにされていませんので、どういう具体的な内容になっているか、分かりません。そういったことも、「有効活用について検討されたい」とか、そういう形で扱えるものなのか、もっと基本的なものなのか、その辺をちょっと時間がありませんけども、聞かせていただきたい。

當山委員

私ですか？

大城会長

はい、16日に、知事に答申するというスケジュールで、日程も取ってあります。

それで、この専門委員会の報告書を、知事に答申をしたいと思っている訳です。特に(1)については、非常に問題点が多いということですが、それを少し文言を換えて、県で、柔軟と言いましょか、検討の余地を与える形で修正させていただければ、それで、懇話会委員の合意を取り付けたいと思います。

例えば、「当該財団を廃止することが相当である」と、しかし、それは前提として、「早急に他団体に移管の上」と、この他団体がどういうものなのか、あるいは、県の医師会の団体、あるいは新しく作れるような団体なのか、その辺についてのご意見はいかがですか？

當山委員

私は基本的には、ここのまな板に上がるものではないと、最初から思っているのです。だけど、上がっている以上は、そのことを上手くしなければいけないと思います。

この健康増進センター事業が、その事業団の主な事業だと思われる部分が困るので、これは、はじめから事業団の一部です。10の内の一部ですから、それはそれで、もう委ねたから、そのことは良いと思います。

ただ、目的を達したかということ、新しい目的というのは、常に出てくるということ、是非、ご理解いただきたい。公益事業の不十分な部分は、補完できると思いますし、こちらが先導的に、新しい展開でできると思っております。

また、腎臓バンクが廃止となっておりますが、これは是非削っていただきたいと思います。名嘉委員が仰ったように、この懇話会のあり方には、私はあまり関係ないかなと思います。作業部会とか、幹事会とか、色々やってきて、上の団体で少し修正して下ろすということは、あり得るからであります。

また、私が申し上げているのは、附帯決議には似つかわしくないということも、強調しておきたいと思います。

大城会長

例えば、この(1)の最初の、今までの福祉事業団の主たる事業としての健康増進センター事業については、そういう文言でよろしいでしょうか。

當山委員

会長、あの、これ時間がないですから、書き直させていただいて、委員長にお出しします。

前津委員

いえ、私は、このやり方にはちょっと疑問を感じます。

と言うのは、たまたま、3名の委員の方がこの事業団に関わっているということがあって、しかも、そういう検討がなされていたということもあって、今、こういう発言がなされている訳です。そうしますと、他の団体

からも、「私達の所でも、検討していることがあるんです」ということを言い出し始めたら、これはもう収拾がつかないと思います。

當山委員

收拾の問題じゃありません。条件が違うから申し上げているのです。

皆さん方の基本的な条件が違うから、基本的な条件はこうですと申し上げている訳です。それで、私に意見が、そうではないということであれば、会長で決を取ってもらったりすることは、吝かではありません。

淵辺委員

その団体に所属すると言いますか、それを一生懸命、協力体制を敷いている立場で仰るのは、本当によく分かります。ただ、先ほど前津委員が仰いましたけども、前回のこの委員会で、健康増進事業ですね、健康作り事業の方は民間でしましよと一度決定されて、された中で、そちらはその貢献があつての、黒字転換ということも非常に大きかったと思います。

もちろん、外資でということの努力も分かりますけれども、実際、この会議の中で決定した結果として、体質の転換と言いますか、それもやはり一つは認めていただきたいと思います。

それと、先ほど、あくまでも事業の一部と仰いましたが、数字を見る限り、健康増進センター事業といえますのは、17年度は2億4、611万円なんです。それに対して、腎臓バンク事業は367万円です。だから、要するに、一部ではなくてどれだけの比率を占めていたかということも、改めて理解していただきたいと思うのです。

本来ならば、何をやるべきかということもありますし、財政的なものもそうです。設立目的を達したものは、これはもう民間に委譲しましよ、他の所にやりましよと、この視点も大事な訳です。本当にそういったことも考えた中で、委員の皆様にも、もう一回、この事業団を考えていただきたいなと思います。一部ではなく、それがほとんどだったということ、まずやっぱり、認識いただきたいし、そこを民営化することで、数字と言いますか、大きく中の体質も変わったということも、理解していただきたいと思います。

玉城委員

全部出席できなかつたこともありますが、私が前回いただいた資料の中で、総務部と福祉保健部の、それぞれの意見が違っていた訳です。これの廃止については、担当部局は継続と、総務部は廃止ということになっていた訳です。それについて、専門委員に委ねられた訳です。ですから、「廃止ありき」で委ねられた訳ではないですよ。

前津委員

そうです。

玉城委員

ですから、名嘉委員が先ほど仰っていたように、本当に苦勞して、専門委員の皆さんがやっていただいたことは、よく分かるんですけど、「廃止あ

りき」で専門委員会に委ねられた訳ではないと、私達は理解しています。

従って、専門委員会の皆さんが色々な状況、条件の中で、そういう結論を導き出したということで、今日出されている訳ですが、そこについては、そういった条件が不十分なままに議論がなされた部分については、その専門委員の上位の会議である懇話会の方で、改めて議論があってもいいのではないかと思っています。今日、必ず、ここで結論を出すことではなくて、この分については、もう少し議論の場があってもいいのではないかと思っています。

大城会長 時間の都合もありますので。

當山委員 誤解のないように申し上げておきたいと思いますが、私が入ったのは、この行政改革の委員会で、これが民間に移行するから入ってくれと言われた訳ではないです。「赤字だからなんとかしてくれ」と、「じゃあ、入ってみましょう」と、見たらこうだから、こうしましょう、ああしましょうと申し上げて、やっとここになってきた訳です。そして、またここで、それが赤字だ、廃止だと言われたら、何のためにやってきたのか。廃止って誰にあげるんですか、これ？

具体的にこっちの方がまだ、不透明ですよ、これ廃止して、80億円どこにあげるかということ、そこまで責任持たなきゃいかんじゃないですか。

前津委員 私達は、玉城委員から指摘があったように、「結論ありき」でやった訳ではありません。出された資料で検討してきたつもりです。

當山委員 いや、「結論ありき」ではなくても、要は何をもって、この状況を上手くやるかということ、我々は提案している訳です。我々の結論を、申し述べているのではないんです。我々はこういう4年間の歴史がこうやって、前の歴史もこうありますと、そういうことをご理解いただいて、新たに結論を出していただきたいと申し上げている訳です。

だから、意見が違うとかではなくて、もう少し同じ土俵で、議論していただきたい訳です。

大城会長 ちょっと待って下さい。専門委員会の報告は、1から4があって、今、1の中のその(1)に非常に意見が集中している訳です。

2、3、4については、何か、特にご意見ございますか？

當山委員 1、2、3ではなくて、「はじめ」のところよろしいですか？

私は、この少子高齢化の進行ということは、大変重要だろうと思って、この「はじめ」の5行目ぐらいから色々書いてはいますが、やはり、少子高齢化の、具体的に何が問題かというのは、働く人が少ないとか、その支

える人が少なくなるとかいう部分なんです。今、65歳まで働いている人、70歳まで働いていただきたい。あるいは女性が是非社会に進出して、その辺のバックアップをできないか、こういうことが社会を活性化させるのではないかと、少子高齢化に対するものを、単に「少子高齢化が進行して大変だ」ということではなくて、少子高齢化だからこうした方がいいということを、何とか載せていただきたいという、この文章の中に、そういうことを、まず検討して。以上です。

大城会長

はい、分かりました。そこは少し修正もできるかと思います。  
それ以外に何かございますか。はい。もし、無ければ、戻ります。  
では、一応、2、3、4については、この懇話会として委員の方々からご承諾いただいたと受け取りますので、よろしくお願いします。  
それでは、戻しまして、公社等外郭団体の中の、(1)の事業団について。

名嘉委員

1についての取り扱いの問題ですけれども、再び専門委員会に返すのではなくて、専門委員会としては、もう十分論議を尽くしてきた訳です。  
ですから、問題はこちらの問題です。今後の扱い方の問題ですけれども、私、さっき、県に対してこの1を、新たな装いをしていく場合に、今まで、この事柄を担ってきた方々の3名の意見がある訳ですから、その部分を、もう少し踏み込んで書けるかどうかということです。  
この最後の辺り、そういう意味で、私は、先ほど、県に対するこの部分を有効に活用する場合に、今まで担ってこられた方々の意見をきちっと踏まえて、事柄を進めて欲しいということをした訳です。  
ですから、最後のこの部分をどうするかということだろうと思うのですね、結論的に言えば。ですから、そういう意味では、専門委員会は、もう十分出し切っていると思うんです。これは私の認識です。

大城会長

事業団の主な事業として、健康増進センター事業、それから腎バンク。腎バンクについては、先ほど淵辺委員からありましたように、全体の比重として非常に小さい。今までの活動が非常に小さかったということは、事業団についても事実だと思いますし、健康増進センターについては、経営を民間に委ねている。それで色々改善された面も出ているということです。  
問題は、残っている90億円近い基本財産の有効活用についてのご意見が非常に大きかったと思っておりますけれども、それについて、県が、ここでは「有効活用について検討されたい」ということになってますけれども、具体的な受け皿であるとか、そういった議論はここではなされてない訳です。それについて、専門委員会の報告にプラスアルファして、何かこう、できるのかどうか。  
県は、今、事業団の検討委員会については承知をしているんですか？

事務局  
(岩井課長) そのような検討がなされているということは、聞いております。  
私共の認識としましては、保健医療分野における、この基本財産等の活用については、必ずしもその器と言いますか、この保健医療福祉事業団が本当に適しているかどうか、要するに、やっていることと組織がそのままということは、別問題であろうという考え方を持っています。

(1)の最後の方の「保健医療福祉分野における有効な活用について」につきましては、具体的なものがあるかということではございますが、これについては担当部の方でも、事業団のあり方検討委員会で、昨年末、色々議論がなされ、それを受けて、具体的に検討すると思うのです。今のところ、私共としては、そのような具体的な話しはまだ聞いていないということもございまして、今後検討していくことになろうかと思えます。

ただ、これにつきましては、やはり、今までやってきた事業が、どのような目標成果を持って、具体的にどうやってきたかと、成果を上げることができたかどうかということも含めて、具体的に検討していく必要があるだろうと受け止めています。

要は、この89億の基本財産を、県以外の団体が、例えば県民の保健医療福祉の分野で、どのように活用していくかということについて、もっと具体的に。これからということになりますけれども、それを運用していくに当たっては、保健医療福祉事業団という組織そのものは、必ずしも、残らないといけないということではなくて、これは、先ほど言ったように「廃止ありき」の話しではないのですけれども、廃止も含めて、組織そのもののあり方を見直すという趣旨ではないかと理解しています。

大城会長 それからもう一つお伺いしたいのは、タイムスケジュールの中で、3月いっぱい新プランが策定されると、そこに向けて、例えばこういった文言で書かれていると、それはストレートに入っていく訳ですか、何かその中で、どういう形に取り扱われますか？

事務局  
(岩井課長) はい、今後のスケジュールになりますけれども、この懇話会の後、県としては、素案を案としてまとめる作業になります。

案については、1月31日に県の行政改革推進本部の幹事会を行いまして、10日に推進本部で議論していただいて、県の案としてまとめる。

その後、また、再度、行政改革懇話会のご意見を頂戴し、3月末に、再度、推進本部を開いて、正式にプランとして決定するスケジュールとなっております。

大城会長 分かりました。

當山委員 たびたびすみません。腎バンクを廃止することだけは、止めていただきたい。300いくらのお金しか出してないということは、300

いくらぐらいのお金しか出し切れなかった、だから、やっとコーディネーターを1人お願いしているというところですから、そういうことを含めて、少ないから止めると、それを逆に県が持ってくれるのかという部分になると、おかしなことになるとと思います。

それから、医療福祉事業団を建物と組織ということ、仰いましたが、確かにそういう分け方はあるかもしれませんが、そうすると、その事業団は何をするか、ともう一回考え直さなきゃいけないですよ。それは、県が考えてやることなのかどうか。

では、これは何処に持っていくか。変な所には持っていく訳にはいかない訳ですから、だから、私案としては、浦添看護学校をやった方が患者さんのためになるのではないかなという、考えは持っていますが、そのことはそういうところでも申し述べてきたつもりです。

事務局  
(岩井課長)

腎バンク事業に係る300いくらかの予算というのは、おそらく、市町村からの出資などを仰いで、基金による運用益でないかなと思います。我々としては、腎臓バンクを廃止ということではなく、もっと、効果的に行うにはどのような取り組みが必要かと、内部では、場合によっては、その基本財産運用益からいくらか回して、もっと強化していく方法もあるのではないかなというように、議論はありますけれども、これについては、事業団と所管課の方が前向きに考えるものと思っております。基本的には腎バンク事業は我々は廃止ということは議論している訳ではございません。必要ということですよ。

當山委員

はい。必要なのはありがたいと思えました。

基本財産は、数字上88億円ありますが、実際には、その中の34億円ぐらいではないですか。

事務局  
(岩井課長)

はい。基本財産の運用等につきましても、ただ単に外債で運用して利益だけを稼ぐのがいいのかどうか、もっと運用益が出たり、もっと具体的に回せるお金ができないものかどうかということも含めて、検討すべきではないかと考えております。

保健医療福祉事業団のあり方そのものについては、先ほども申し上げたように、「組織ありき」という訳ではなくて、やっている中身の問題を歳入等も含めて、効果的にやっていくにはどうすればいいかと、そのための組織のあり方としてどうなのかと、その流れの中で、廃止も含めて検討すべきであるというのが、我々の理解であると考えております。

大城会長

はい、時間も押し迫っているんですけども、

名嘉委員

はい、会長、僕のさっきの発言と絡むもので。

3月に、きちっとこの答申を受けて、県庁内で検討して、もっと、より具体的な活用ということ。そこがもう少しこう出た時点で、つまり3月でこの(1)については結論を出すと、今日の段階では、これに留めておいて、そうしないと、おそらく前に進めないんじゃないかという思いがあるもので、3月に最終的な懇話会が開かれる訳ですから、そこでもう少しこう見えた所で、この議論をしないと進展できないんじゃないかという思います。今日の段階ではこの部分でいいんじゃないかと。修正ですけど、そう言うことです。

大城会長           ありがとうございます。はい、それで私も。

当山恵子委員       質問もよろしいでしょうか、  
専門委員の方に質問ですけれども、(1)の方では「当該財団を廃止することが相当である」とありまして、(2)水産公社では、「当該財団は解散することが望ましい」と、解散という言葉と廃止という言葉に分けているんですけれども、それは何か意味があるのでしょうか？

大城会長           (2)の一番最後のパラグラフの一番最後に、「当財団は解散することが望ましい」という書き方と、(1)の下より二番目のパラグラフで「移管の上、当財団は廃止することが相当である」と、上の方が強い、聞こえるということでしょうか？

当山恵子委員       いえ、分けている意味があるのかなと、同じ意味であれば、統一した方がいいと思うんですけど。

ただ、私は新米の委員でよく分からないんですけれども、(1)の場合に、「廃止することが相当である」という言葉を入れるのであれば、この3委員のせっかくの提言が、ちょっと反映されないんじゃないかと危惧されるんです。先ほど、会長の方から、含みを持ったニュアンスがあるんじゃないかと、仰ってましたけれども、この(1)の内容からすると、どうもやっぱり「廃止ありき」が出ているんじゃないかという気がしてならないんですけれども。

大城会長           これは、先ほどから皆さんがお触れになっているように、福祉事業団の事業について、健康増進センター事業と腎バンク事業があって、健康増進センター事業については、これは、この事業団の大部分の事業で、運営を民間に委ねている。腎バンクについても、事業規模というのは非常に小さい、しかし、大事なものだとは先ほどからの意見です。だから、それについては、書き方としてはその「他団体に移管の上」と、その他団体という受け皿がどうなっているかについては触れていませんので、あまりよく分かりませんが、それについては、この素案から正式な案に替わる前の時に議

論されるのではないかとは思っているんですけど。

そういうことで、(1)について特に疑問視している3委員の方々がおりますので、その案で、もし皆さんが、これから展開しようとするものが、少しでもその展開できる文言と受け取っていただければ、この今のご意見については、附帯意見として文章化して、知事に答申をしたいということです。

當山委員 基本的に附帯意見には反対します。

大城会長 本文に書いて欲しいと。

當山委員 はい。

大城会長 はい。時間的に十分検討するという時間がなくて、ご迷惑かけている訳ですけれども。

今、二つの方法があって、一つはこの本文を読んでいただいて、そこで今の腎バンク事業についても、議論できるということであれば、その本文を認めていただいて、その上に附帯意見を付けるというやり方があります。

それからもう一つは、今、當山委員からは「附帯意見には反対、是非、本文の中に入れて欲しい。」ということでした。

入れ方について、会長一任ということではなくて、廃止という表現を、もう少し、廃止も含めるかもしれないけれども、文章を、文言を少し修正をするということで、皆さんが検討されている内容そのものが、十分反映されるかどうか分かりませんが、そういう形で認めていただければ、それで一応は、この素案を知事に答申をすると、その後、先ほど説明のとおりで、それを踏まえた県案が出てくると思いますので、それを受けて、我々は再度、懇話会で議論をするということになります。

玉城委員 最後はどこかでまとめざるを得ないでしょうけど、少なくとも、設立した時の趣旨が活かされなければいけない訳です。当然のことながら、どんなことがあっても。

それが十分役割を終えた訳ではないんです。実は、端的に言いますが、本来の役割を果たすために、ネックとなっている増進センターの赤字部分を解消しようと、それで黒字にして、本来の目的を果たそうということで、我々はやってきた訳です。黒字に転換させた途端に、「廃止です」と言われると、非常に困る訳です。ここに「医療福祉分野における有効な活用について検討されたい」ということがありますが、そこに本来の趣旨である勤労者福祉、労働者福祉という設立の趣旨にも書かれている部分が抜けてますので、そこも含めて、当然文言を入れていただくということで、理解してよろしいですか？

大城会長 課長、今の、これは具体的に勤労者とか、そういう文言が使えるのですか？設立趣旨に。

當山委員 それは、あまり入れない方がいいですよ。そうすると、婦人のとか、子供のとか、高齢者のとか、と出てきますから、大まかに「県民の」というふうに、是非、玉城委員もご理解いただきたいと思います。そこを入れると、もう余計こんがらがっちゃって、話しにならんし、一生懸命やっていた方々に大変失礼になりますから。

その辺はあれやってもいいんですが、やはり一度見せていただきたい。で、どうしても駄目だったら、もう、仕方がない。

玉城委員 いや、これは、お金をどこが出したかという話しなんです。負担した側から取り上げて別に回すというの、おかしいでしょう？

ですから、私が具体的に言いますと、女性の社会進出含めて、今、各県に緊急サポートというのがあって、急に子どもが病気になったり、あるいは病後の子供を預かって、ちゃんと女性が安心して働けるような部分、そういったことも含めて、やっていく必要があるのですが、これが沖縄県にないんです。ファミリーサポートセンターは、9時から5時までといったやつがありますが、そういったことを含めて書かないと、全く無視されてしまうおそれがあるので、やっぱり、お金を出した側、その基金の基になった側のものは、当然、反映されるべきだと理解していますけど。

事務局 (岩井課長) そういったことも含めて、この最後の2行は、財団の基本財産の形成の由来というものを大筋でまとめて書いたと、我々理解しています。

淵辺委員 事務局が仰いましたのと同じことなんですけども、もう一回申し上げますが、大きな事業であった健康増進センターが民営化されて、もうそちらはよい訳ですよ。残った事業が腎バンク事業、そうすると、これを「廃止」ではないんです。もちろん、大事な事業ですから。ところが、基金を全部そこに、現在、360何万円の事業のものだけにするとしたら、そうではなくて、「もっと基金自体を有効に使いましょう」というのが趣旨でもある訳です。だから、そういうふうには是非、ご理解いただきたいと思うのですけど。

名嘉委員 玉城さんが言われた事は、ズバリ言うと、県の政策の問題ですよ。つまり、働く人の、そういうバックアップ体制をどうするかという問題は、県のやはり施策に関わってくると思います。

だから、そういう意味で、十分そこを押さえて、具体的に応えていく必要があるんじゃないかと、僕は思うんです。

ですから、ここに仮に書かなくても、トータルに書いている訳ですから、まさにその勤労者のことも、きちっと射程の中に入っている訳だから、目に見える形で具体的に政策展開することが求められると思うんです。お金の作り方からしても。ですから、そこで、今、玉城さんが言われた部分は活かしていく必要があるんじゃないかと。これ、僕の意見です。以上です。

大城会長

はい。大体そういう形で行きたいんですが、玉城さんが仰る勤労とかいう言葉が入れられるかどうか、もっと一般的な表現にするかっていうのもあると思います。

當山委員

「みんな」でいいんじゃないですか、玉城さん、

玉城委員

あえて、条例を設置する時の趣旨としてカッコ書きで、その庁議で確認されている訳ですから、そこに散逸しないようにということだと思うのですけど。

大城会長

時間も経過しているのですが、先ほど、名嘉委員からも提案がありましたような所で、これが事務局からお話しありましたように、今の議論を踏まえて（１）については文言の修正を入れて、再提示する。

16日に、一応、日程取っているって仰いましたね？

事務局

（上原部長）

15日までにはもう、直さないと。

この場で直してもいいんですけども。

大城会長

今は、要するに素案です。それを踏まえて、県が案を作るということですので、今の話しも入れて、若干修正をした文言を準備しますので、それで了承していただだけませんか。

糸数委員

私も先ほどから、この増進センターの件については、非常に気にかかっている所ですけども。

やっぱり、「当該財団を廃止する事が相当である」という、この文言自体に、私自身も、非常に引っかかっている。何故かと申しますと、まずこの懇話会が、最初から「廃止ありき」の目的ではないという、先ほどもお話しがあったということですよ。

それと、先ほど、県の方から回答がありましたように、例えばこの財源の問題等々に関しましては、どこかにお願いするとか、何かを考えていかなければならないということをやっている。新たな団体を作って、団体なり何なりを認定していくということになれば、事業団でこのまま継続しても何ら変な所はないのではないかと、却ってその方が妥当ではないかという感じがいたします。

それから、今まで当該財団の主な事業が、健康増進センター事業のみだったというのは、この事業団自体が反省していただかなければいけない部分ではないかと思えます。

「廃止が相当である」という文言が、非常に引っかかっている部分ではないかと思えますので、この辺をやはり十分、視野に入れた回答にしていただきたいというのは、私自身も感じております。

當山委員

ちょっと意見が違うのですね。

これまでは果実が生み出せたから、医療の分野、福祉の分野など色々なところに貸し出ししていたんです。だから、北部の病院などに貸し出しして、やっと、2、3年前に全部回収して、終わったんです。だから果実ができないから、もうそれはなしにしましょうと。

それから、健康増進センターもただ、ガラガラとやっていた訳ではなくて、それまでは、健康増進センターという部分がなかったからなんです。、今3千人が分かりませんが、その人達の健康を保ってきたということはある訳です。だけど、似たようなものが出てきたし、赤字だからこれは廃止するのは当然だろうと、そういう意味合いで、これまでやってきた永年の部分は、全く無駄であったということの結論ではないと申し上げます。

大城会長

はい。これは共通認識だと思いますけども、要するに、医療福祉事業団がやったこの事業の中で、健康増進センターについてはもう、先導的な役割を終えたという評価をしている訳です。それについては、共通に認めていただけるんではないかと思えますけども。

それから、腎バンクについても非常に規模が小さかったということですが、大事であるということは、ここでも書いてある訳です。従ってその受け皿がどうなるかは、まだ見えてませんが、その廃止する前提としては、「移管の上」ですから、移管する相手が見つからなければ、廃止できません。だから、そういう認識を、私はしているんです。それで、この基本財産についても、やっぱり、今、県民の健康が問われている訳ですので、保健医療福祉分野における、その有効な活用については、方法を検討する必要があるということです。(1)に書かれた基本的なことは、私としてはそれでよいのではないかとはいっている訳です。

ただ、先ほどから修正の意見もありますし、それから「廃止」という言葉が、非常に強く受け止められているということがあるので、その辺については、修正の余地はあるのではないかと思えます。

當山委員

移植医療に関しては、是非、ご理解いただきたいと思いますが、アイバンクでも、目の不自由な人は、沖縄県から供給しているのではないです。熊本とか色んなところからいただいているんです。

やっぱり、沖縄県は沖縄県でやっていくべきで、それは啓蒙ということ

は大きいだろうと思います。私の質問への回答の中でも自立経済という部分はいただいているんですが、自立経済と、経済と医療とか、別枠だという回答もいただいている部分があります。

そうしますと、そういうものの底辺をしっかりとしない限りには、僕は、どんなにやっただって経済は発展していかないと思いますので、それは強調しておきたいと思います。

大城会長が、是非、そういうことを踏まえて、この文言を訂正してくれることを期待しております。

大城会長

事務局と、文言の修正については議論をして、Eメールか何かでということで、知事に持っていく前に、一度、提示したいと思います。

前津委員

その際に、私の方からのお願いですが、先生方が検討された、事業団将来構想策定検討委員会、そこの答申を、是非、委員の皆さんにお配りいただきたいと思います。

今日の當山委員からの説明だけで、「はい、分かりました」という訳にはいかないし、私は納得できません。

今日、こういうふう意見が出て、じゃあそこで「文言変えましょう」という形でやられると、専門委員会は一体何だったのかという思いがします。

是非、その資料は提供いただきたいと思います。

當山委員

資料提供するのは当然だろうと思います。事務局から今もって、皆さん方の前に出ていないということの方が、私はおかしいと思います。

大城会長

それでは、先ほどお諮りしましたように、今日、提示されました2、3、4については、予めご了解いただいたということで、1 - ( 1 ) の一部についてだけ、少し文言の修正をしたいと思います。それで、ご了解いただけますでしょうか。

それから、この会議を、知事への答申前に開くことはできないとは思いますが、( 1 ) については、皆さんにもできましたらお渡しします。それで了解をしていただきたいと思っています。

それでは、今日の議論は大変重要な発言が含まれていて、議論が錯綜しましたけども、そういう取り扱いをさせていただきます。

それでは、今後のスケジュールについて、お願いします。

事務局

( 添盛副参事 )

今後のスケジュールについてお話しいたします。

資料の23ページ、横長の表を見てもらいたいと思います。

予定通り、来週の月曜日、1月16日、今日の議論を踏まえて修正したものを、会長から知事へ提言書を手交してもらいます。

それから2月10日、この表の右側の中ほどですが、行政改革本部を開催いたします。その時点で、現在、素案となっていますプランを案に替えたいと、考えています。

それから、当懇話会につきましては、議会の日程等もありますので、それを見ながら2月下旬か3月上旬にかけて、第4回目の懇話会を開きたいと考えています。

議会での議論、あるいは懇話会での議論等踏まえて、3月末に新しいプランを決定というスケジュールで、今後進めていきます。よろしく申し上げます。

大城会長

ありがとうございました。

それでは、本日の懇話会をこれで終わりたいと思いますが、事務局から、お願いします。

事務局  
(上原部長)

委員の皆様には、今日は本当に熱心なご討議ありがとうございました。時間の都合により、全般的に議論することができなくて、大変残念には思っています。

しかし、一つの課題について、熱心にご討議いただいたことについては、今後の県の案を作る上で参考にさせていただきたいと思っています。

専門委員会のご報告を受けまして、懇話会の委員の皆様のご意見は、もっとももっとあったのかなと、感じております。

今後、県案を作る過程において、委員の皆様、専門委員の皆様にも、またご意見をいただきたいと思っております。

今日は本当に時間が無かったことが残念ではございますが、今後また、県民にも広く、今日のご意見も含めて提供しながら、できるだけ情報は公開していくという趣旨で、県民の意見も頂戴していきたいと思っています。

あと、限られた時間ではございますが、是非、県庁全体を上げて取り組んで参りたいと思っております。

最近の新聞にもありますように、県の財政を取り巻く状況は厳しい状況が続いております。この、行財政改革の重要性は、ますます大きくなっていくものと思っております。

今後とも皆様の厳しいご意見、ご指導をいただきながら県全体の行財政改革プランを作り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。 本日はどうもありがとうございました。

大城会長

はい。どうも。長時間ありがとうございました。